

労働技能開発振興法

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

●労働技能開発振興法

前文省略

第一条（名称）

本法令を「仏暦二五四五年（西暦二〇〇二年）労働技能開発振興法（プララーチャバンヤット・ソンサーム・パタナー・フィームー・レーンガン）」と呼ぶ。

第二条（施行時）

本法令は官報告示日から一二〇日が経過した時に施行する。

第三条（旧法廃止）

仏暦二五三七年労働技能開発振興法を廃止する。

第四条（適用外）

本法令は省庁局、政府機関、国家機関には適用しない。

第五条（語義）

本法令において、

「労働技能開発（ガン・パタナー・フィームー・レーンガン）」とは、研修を受けた者及び労働人口が職業上の技能、知識、能力及び仕事に係る態度を身に付けるプロセス、すなわち労働技能研修、労働技能標準規定、その他関係する事柄を意味する。

「労働技能研修（ガン・フックオブロム・フィームー・レーンガン）」とは、就業準備研修、労働技能向上研修、職種変更研修を意味する。

「就業準備研修（ガン・フック・トリアム・カオ・タムガン）」とは、労働技能標準に基づき職業従事できるための就業前職業技能研修を意味する。

「労働技能向上研修（ガン・フック・ヨック・ラダップ・フィームー・レーンガン）」とは、使用者である事業者が、被雇用者の現在就業している職種において、その被雇用者に労働技能を補充させ、その職種における被雇用者の知識、能力、スキルを引き上げる通常の研修を意味する。

「職種変更研修（ガン・フック・プリヤン・サーカー・アーチープ）」とは、使用者である事業者が、被雇用者の現在就業している職種とは別の職種において、その被雇用者に労働技能を補充させ、その別の職種においてその被雇用者が働けるよう知識、能力を身につけさせる通常の研修を意味する。

「カリキュラム（ラックスート）」とは、労働技能研修の科目、内容、方法を意味する。

「研修実施者（プー・ダムヌーン・ガン・フック）」とは、カリキュラムまたは登録官が本法令に基づき審査承認した労働技能研修に係る詳細に基づき、労働技能研修を実施する者を意味する。

「研修者（プー・ラップ・ガン・フック）」とは、研修実施者による労働技能研修を受ける者を意味する。

「研修教員（クルー・フック）」とは、研修者に労働技能を教える義務を果たす者を意味する。

「研修所（サターンティエー・フック）」とは、研修実施者が研修者に労働技能研修を受けさせる場所を意味する。

「労働技能研修センター（スーン・フック・オブロム・フィームー・レーンガン）」とは、営業部署から分離した研修所を意味する。

「労働技能標準（マータターン・フィームー・レーンガン）」とは、本法令に基づき諸職種における職業従事者の技能、知識、能力、仕事への態度の段階を計量する基準として使用する学術的な規定を意味する。

「労働技能標準試験（ガン・トッドソブ・マータターン・フィームー・レーンガン）」とは、労働技能標準の規定する基準に従った職業従事者の技能、知識、能力、仕事への態度の試験を意味する。

「労働技能標準試験実施者（プー・ダムヌーンガン・トッドソブ・マータターン・フィームー・レーンガン）」とは、本法令に基づき労働技能標準試験を実施する許可を取得した者を意味する。

「労働技能標準試験者（プー・トッドソブ・マータターン・フィームー・レーンガン）」とは、労働技能標準試験の受験者に対し労働技能標準を試験する義務を果たす者を意味する。

「事業者（プー・プラゴブ・キチャガン）」とは、研修者の使用者、非使用者双方の工業事業者、商業事業者、またはその他の事業者を意味する。

「使用者（ナーイ・チャー）」とは、労働保護法に基づく使用者を意味する。

「被雇用者（ルーク・チャー）」とは、労働保護法に基づく被雇用者を意味する。

「基金（ゴントウン）」とは、労働技能開発基金を意味する。

「委員会（カナ・カマカーン）」とは、労働技能開発振興委員会を意味する。

「委員（カマカーン）」とは、労働技能開発振興委員会の委員を意味する。

「係官（パナックガン・ジャオナーティエー）」とは、本法令に基づく執行のために大臣が任命した者を意味する。

「登録官（ナーイタビヤン）」とは、局長または局長が委任した者を意味する。

「局長（アティボディー）」とは、労働技能開発局長を意味する。

「大臣（ラッタモントリー）」とは、本法令の主務大臣を意味する。

第六条（主務大臣と権限）

労働・社会福祉大臣を本法令の主務大臣とし、本法令に基づく執行のための係官任命、省令、規則、布告制定の権限を付与する。

省令、規則、布告は官報告示をもって施行することができる。

第七条（開発振興職種の布告）

大臣は本法令に基づき労働技能を開発振興する職種を定め、布告する権限を有する。

第一章 労働技能研修

第一節 就業準備研修

第八条（研修実施者）

権利取得申請のために、大臣が第七条に基づき定め布告した職種に従い就業準備研修を実施する者は、以下の研修に係る詳細をまとめ、登録官に審査承認のために提出する。

- （一）カリキュラム
- （二）研修所または労働技能研修センター
- （三）研修教員の氏名及び資格
- （四）研修期間
- （五）研修に必要な既存の設備及び将来的に調達する設備
- （六）研修成果の評価方法及び評価基準
- （七）委員会が定め布告したその他の項目

登録官の審査承認は委員会が定め布告した原則、方法、条件に従う。

すでに登録官の承認を受けた（一）（二）（四）または（六）に基づく研修に係る詳細の変更は、登録官の許可を受けない限り、これをなすことはできない。

第九条（研修教員資格）

研修教員の資格は委員会が定め布告したところに従う。

第一〇条（研修規則）

研修実施者はタイ語の、かつ少なくとも以下の項目の研修に係る規約または規則を用意しなければならない。

- （一）研修期間
- （二）研修日、研修時間及び休憩時間
- （三）休日
- （四）休暇及び休暇の原則
- （五）研修期間中の手当
- （六）研修契約の打ち切り条件
- （七）研修者が研修によって危害を被った、または負傷した場合における補償金の支払い原則
- （八）委員会が定め布告したその他の項目

第一一条（研修契約）

研修実施者は委員会が定め布告したところに基づく項目を有する文面による契約を研修者と交わさなければならない。

第一二条（研修者保護）

研修実施者は大臣が定め布告したところに基づく研修者の保護に係る原則に従わなければならない、証拠として研修者の履修簿を作成しなければならない。

第一三条（修了証明書）

研修者がカリキュラムを修了し、第八条（六）に基づく研修成果の評価をパスした時、研修実施者はその研修者に対し、その評価が終了した日から一五日以内に、研修修了証明書を発行し、登録官に通知しなければならない。

第一四条（研修事業の譲渡）

研修実施者が事業を別の者に譲渡しようとする時、研修実施者は譲渡日から一五日以上前もって登録官に文面で通知する。そのとき研修実施者は譲受人が就業準備研修を続けるか否かについての意志を通知し、譲渡人、譲受人双方の共同署名を付す。

譲受人が就業準備研修を継続するとき、登録官はその変更を登録書に記録し、譲渡日から譲受人を第八条に基づく研修実施者であるものとみなし、元の研修契約に基づき有するところの研修実施者の権利と義務は譲受人に譲渡される。

譲受人が就業準備研修を継続しないときは、登録官は譲渡日に研修途中だった研修者に別の研修実施者の同職種の研修を受けさせる、または公的な研修所で研修を受けさせるよう手続きする。このとき譲渡人は残りの研修における費用について責に任じる。

第一五条（研修費）

それがどのような形態であっても労働技能研修に係る研修費または代金を研修実施者が研修者に請求する、あるいは研修者から受け取ることを禁じる。

第一六条（研修所）

研修実施者は、登録官の承認した教育機関、または公的な労働研修所、あるいはその他の労働研修所で研修者に労働研修を受けさせることができる。

第一段に基づく教育機関または研修所における研修カリキュラム及び費用は、登録官から承認を受けなければならない。

第一七条（研修事業中止）

研修実施者が事業を止める、またはその他の必要な事由があり、研修を継続できないとき、研修実施者は事業中止日または研修中止日から一五日以上前もって登録官に文面で通知する。この場合、就業準備研修であれば、事業中止日または研修中止日に研修が修了しなかった研修者に対し第一四条第三段を準用する。ただし委員会が適当と判断すれば、その残った研修の費用についての研修実施者の責任を免除することもできる。

第一八条（研修カリキュラム）

職業技能開発に資するため、教育機関のカリキュラム、研修実施者のカリキュラム、あるいは教育機関と研修実施者の共同カリキュラムに基づき、研修実施者は教育機関の生徒、学生を受け入れることができ、研修実施者は研修開始前に当該カリキュラムを登録官に送付する。ただしそのカリキュラムをすでに登録官に送付したことがあるときはその限りではない。このとき第一条、第一二条、第一三条、第一五条、第三三条、第三四条、第三五条、第三六条及び第三七条を準用する。

第一段に基づく内容は公務機関が人を派遣し、研修実施者の研修を受ける場合にも適用する。

第一九条（労働技能研修センター）

労働技能研修センターの設立は委員会が定め布告した原則、方法、条件に従う。

第二節

労働技能向上研修と職種変更研修

第二〇条（技能向上・職種変更研修）

権利取得申請のために、労働技能向上研修または職種変更研修を設ける者は、登録官にカリキュラム、関係する詳細、研修費用を提出し、その承認審査を受ける。

登録官の承認審査は委員会が定め布告した原則、方法、条件に従う。

第一段に基づく研修実施に第一五条、第一六条、第一七条及び第一九条を準用する。

第二一条（研修期間の賃金）

研修中、使用者である研修実施者は、労働に係る法律、雇用契約、就業規則及び雇用形態に係る合意に基づく、被雇用者に対する義務を有する。

研修が被雇用者の要求によって生まれ、文面での合意がなされたとき、使用者は通常の勤務時間外、または休日に被雇用者に研修を受けさせることができる。このとき使用者は研修時間に応じて、通常の勤務時間の賃金以上の賃金を、研修する被雇用者に支払わなければならない。

第二章

労働技能標準

第二二条（国家労働技能標準）

労働技能開発振興のため、委員会は各職種において国家労働技能標準を策定し、承認のため大臣に提出する。

大臣が承認した国家労働技能標準が官報で公示された時、労働技能開発局は第二三条に基づき、その職種において労働技能標準試験の設定において使用で

きる、または労働技能標準試験実施者は第二四条に基づき、その職種において労働技能標準試験を実施することができる。

受験者の資格、試験方法、及び労働技能標準試験合格の保証書の発行は委員会が定め布告したところに従う。

第二三条（労働技能標準試験）

労働技能開発局は労働技能標準試験を設定し、労働技能標準試験実施者を振興する。

第二四条（試験実施者）

労働技能標準試験実施者になることを望む者は登録官に許可申請する。

許可申請及び許可書発行、試験実施者の資格、許可書の使用停止及び廃止は委員会が定め布告した原則、方法、条件に従う。

第二五条（試験料）

労働技能標準試験の実施においては、委員会が定め布告したレートを上回らない範囲で受験者から試験料を徴収することができる。

第二六条（労働技能標準証明書）

自己の労働技能標準を委員会に証明してもらいたい者は、登録官に申請する。

労働技能標準証明申請、労働技能標準証明、委員会が保証した労働技能標準の労働技能標準試験での使用、及び第一段に基づく労働技能標準試験の合格者への証明書発行は、委員会が定め布告した原則、方法、条件に従う。

第三章

労働技能開発基金

第二七条（基金の構成）

労働技能開発振興に係る費用のための回転資金とする目的で「労働技能開発基金」と呼ぶ一基金を労働・社会福祉省労働技能開発局内に設置する。

基金は以下から成る。

（一）内閣の決議に基づき設置された労働技能開発基金から移管した資金、及び労働技能開発基金についての仏暦二五三九年労働・社会福祉省規則に基づく基金運用資金

（二）政府の補助金

（三）事業者の基金積立金

（四）基金への寄付者からの金銭及び財産

（五）基金に生じた利得または利益

（六）どんな場合であるかに関わらず、（一）から（五）を除く基金が受け取った金銭及び財産

基金の資金は国庫法及び予算法に基づき財務省に納入しなくてもよい。

金銭の出納、保管、及び基金の運用は財務省の承認を得て委員会が定めた規約に従う。

労働・社会福祉省労働技能開発局が本法令に基づき基金の資金を保管し、拠出する。

第二八条（資金拠出）

基金の資金は以下の事業のために拠出する。

（一）本法令に基づく労働技能研修を受けるに当たっての費用支払いのための研修受講者の借入

（二）本法令に基づく労働技能研修実施または労働技能標準試験に係る費用支払いのための研修実施者、労働技能標準試験実施者、及び事業者の借入

（三）委員会が定め布告した原則に基づく労働技能開発振興に係る事業への支援または助成

（四）基金運用費用の支払い

基金の資金貸付は委員会が財務省の承認を得て定めた規約に従う。

委員会は基金運用における費用とするために毎年、基金の資金の5%を超えない範囲で基金の資金を配分する。

第二九条（積立金拠出）

大臣が委員会の助言を得て定め布告したところに基づく業種、規模、被雇用者数、全被雇用者数と研修者数の割合、及び立地場所における事業を営む事業者は、第三〇条に定めたレートに基づき基金に積立金を拠出する。ただし第一章で定められたところに基づく労働技能研修を設けた者はその限りではない。

第三〇条（積立金レート）

第二九条に基づく事業者からの積立金徴収に資するため、大臣は委員会の助言を得て、事業者が積立のある年の前における最後の年に支払った賃金の1%を超えない範囲で積立金レートを定め、布告する権限、及び事業者からの積立金徴収方法を定め、布告する権限を有する。

第一段に基づく積立金の計算における基礎として使用される最低及び最高賃金は、大臣が委員会の助言を得て定め、布告したところに従う。

第三一条（積立金未払い）

期限内に積立金を支払わない事業者、または被雇用者数と研修者数の割合に基づき全額を支払わない事業者は、積立金を積み立てなければならない日の翌日から数え、支払っていない積立金または不足している積立金の1・5%の割増金を月々支払わなければならない。月の計算は15日以上であれば一月とし、15日に達していない場合は切り捨てる。

局長が第一段に基づく積立金または割増金の支払い義務のある者に命令した場合、その者が当該金額を支払わないときは、行政手続法に基づく行政処分に係る規定を適用し、命令に基づく処分する担当官がいない場合は、労働技能開発局が当該金額の支払いのために行政裁判所に訴え出る権限を有する。

第三二条（会計検査）

財政法に基づく予算年の期末日から数えて6ヶ月以内に、委員会は会計検査院が検査、保証した基金の貸借対照表と現金出納簿を内閣に提出する。

当該貸借対照表と現金出納簿は大臣が総理大臣に提出し、総理大臣は下院及び上院議会に提出するとともに官報で告示する。

第四章

研修実施者の権利と利益

第三三条（権利と利益）

大臣が第七条に基づき布告規定した職種に従い労働技能研修を設定した研修実施者は、以下の権利と利益を得る。

（一）国税法典に基づく勅令制定により、研修実施者の所得について、本法令に基づく労働技能研修費用額が、特別なケースとして所得税の控除を得られる権利。

（二）人材研修、カリキュラム開発に係る研修、研修機材開発研修、労働技能標準試験に係る実施者の研修、職長研修、または同形態のその他の研修面での、労働技能開発局からの支援

（三）労働技能開発に係る労働技能開発局からの助言

（四）省令で定めたその他の権利と利益

第三四条（労働技能研修センターの場合）

第一九条に基づき設置された労働技能研修センターにおいて労働技能研修を実施する研修実施者は、第三三条に基づく権利と利益のほか以下に以下の権利と利益を得られる。

（一）関税タリフ法に基づく財務省布告、及び国税法に基づく勅令制定により、労働技能研修での使用のために輸入する器具、機械、及び設備の輸入関税及び付加価値税の免除を受ける権利

ここにおいて、税免除申請者は審査のために委員会から許可を得たところに基づき器具、機械、設備のリストを示す

（二）国税法典に基づく勅令制定により、研修実施者が支払った電力料金及び水道料金の二倍の額を労働技能研修費用として計上することで、所得税計算において控除を受ける権利

（三）省令で定めたその他の権利と利益

第三五条（申請）

第三三条（二）（三）（四）及び第三四条（三）に基づく権利と利益の申請書は、委員会が布告規定した原則、方法、条件に従い、登録官に提出する。

第三六条（外国人教員）

移民法の規定下に、研修実施者は熟練技術者または研修教員としての専門家である外国人、及びその配偶者とその被扶養者を王国に入国させることができる。その人数、要件、期間は委員会が適当と判断したところに従うが、期間は移民法が定めた期間を超えない。

第三七条（私立学校法の適用免除）

研修実施者は私立学校法に基づく行動を免除する。

第五章

労働技能開発振興委員会

第三八条（構成）

労働・社会福祉省（注／現・労働省）事務次官を委員長、財務省代表、科学技術・環境省代表、教育省代表、産業省代表、予算局代表、投資委員会事務局代表、タイ観光公団代表、タイ商業会議所代表、タイ工業連盟代表、タイ銀行協会代表、タイ観光産業連盟代表を委員、大臣が有識者から任命する二人、大臣が使用者代表から任命する一人、大臣が被雇用者代表から任命する一人の計四人のその他委員、及び労働技能開発局長を委員兼書記とする労働技能開発振興委員会を設置する。

委員会は労働技能開発局の公務員を書記補として任命する権限を有する。

有識者委員は、大臣が労働技能開発面で一〇年以上の経験を有する者から任命する。

使用者代表及び被雇用者代表委員は、大臣が労働・社会福祉省規約で定められた原則及び方法に基づき任命する。

第三九条（権限）

委員会は以下の権限を有する。

- （一）労働技能開発及び労働技能開発基金に係る政策で大臣に意見を具申する。
- （二）本法令に基づく省令、規則または布告の制定で大臣に具申、助言する。
- （三）本法令に基づく執行のために規則または布告を制定する。
- （四）第二二条に基づき諸職種における国家労働技能標準を策定する。
- （五）労働技能開発振興に係る原則を定める。
- （六）委員会が定め布告した種類、規模、形態に基づく職種における実務者として、事業者が労働技能標準試験合格者を採用することを奨励する。
- （七）労働技能研修センター及び労働技能標準試験センターの設置を奨励する。
- （八）労働技能競技会を奨励する。
- （九）労働技能開発と共同資源利用での官民間の連絡を奨励する。
- （一〇）労働技能開発結果の追跡。

(一一) 第四八条第二段に基づく研修実施者認定取消命令、及び第四九条第二段に基づく許可書取消命令、または労働技能標準試験実施者認定書の取消命令に対する不服申立の審査、判定。

(一二) 本法令または別の法律が委員会の権限義務と定めたその他の任務。

(一三) 大臣が委任したところに基づく任務。

第四〇条（任命委員の任期）

大臣任命委員の任期は一期二年とする。

退任した委員は再任されることができ、連続二期までとする。

第四二条（会議）

委員会の会議は全委員数の半数以上の出席をもって成立する。

委員長を会議の議長とする。委員長が会議を欠席する、または職務を遂行できないときは、会議に出席した委員が一人の委員を互選し、会議の議長とする。

決議は多数決をもってする。委員一人は一票を有し、票数が同数の場合は会議の議長が決定票を投じる。

第四三条（小委員会）

委員会は小委員会を設置し、委員会の委任したところに基づく執行を代行させる権限を有する。

小委員会の会議には第四二条の内容を準用する。

第四四条（事務局）

本法令に基づく職務遂行において、労働技能開発局は委員会の事務局となり、権利と利益の取得者が本法令に従った行動を取ることを監視し、委員会に報告する義務を有する。

第六章

登録官及び係官

第四五条（権限）

本法令に基づく職務遂行において、登録官または係官は以下の権限を有する。

(一) 研修実施者、研修教員、研修者、労働技能標準試験実施者、労働技能標準試験受験者、事業者または関係者に呼出状を出し、審査のために証言させる、あるいは書類その他の証拠提出を命令する

(二) 研修所、労働技能研修センター、労働技能標準試験センター、または事業所に業務時間内に立ち入り、本法令に行動を準拠させるため検査し、研修実施者、労働技能標準試験実施者、または事業者に助言する。

第四六条（便宜供与）

第四五条（二）に基づく登録官または係官の職務遂行において、研修実施者、労働技能標準試験実施者、または事業者、関係者、その場所にいる者は相当の便宜を供する。

第四七条（身分証明書）

職務遂行にあたって登録官または係官は身分照明書を提示しなければならない。

登録官または係官の身分照明書は大臣が定めたところに従う。

第七章

研修実施者の取消、許可書の使用停止及び取消

第四八条（研修実施者）

研修実施者が本法令の規定、または本法令に基づき制定された省令、規則、布告の規定に違反した、あるいは従わなかった場合、登録官は研修実施者に対し文面で、定められた期間内に正しい行動または修正をするよう命じる権限を有する。

研修実施者が第一段に基づく期間内に正しい行動を取らなかった、または修正しなかったとき、登録官は研修実施者の許可取消を命じる権限を有する。

研修実施者許可取消命令は文面でその研修実施者に通達する。研修実施者に会えなかった、または研修実施者がその文面を受け取らなかったときは、当該命令を研修所または労働技能研修センターの公開され、かつ視認しやすい場所に掲示し、その掲示日をもって研修実施者が命令を確認したものとみなす。ただし研修実施者に会えなかった場合は命令掲示日から15日が経過した時、命令を確認したものとみなす。

第二段に基づく研修実施者の取消の場合において、就業前研修であれば第一四条第三段を登録官が研修実施者の取消を命じた日に研修途中だった研修者に準用する。

第四九条（試験実施者）

労働技能標準試験実施者が本法令の規定、または本法令に基づき制定された省令、規則、布告の規定に違反した、または従わなかった場合、登録官は労働技能標準試験実施者に対し文面で、定められた期間内に正しい行動または修正をするよう命じる権限を有する。

労働技能標準試験実施者が第一段に基づく期間内に正しい行動を取らなかった、または修正しなかったとき、登録官は労働技能標準試験実施者に対し、その許可書の使用停止または取消を命じる権限を有する。

許可書使用停止命令または許可書取消命令は文面でその労働技能標準試験実施者に通達する。労働技能標準試験実施者に会えなかった、または労働技能標準試験実施者がその文面を受け取らなかったときは、当該命令を労働技能標準試験所または労働技能標準試験センターの公開され、かつ視認しやすい場所に掲示し、その掲示日をもって労働技能標準試験実施者が命令を確認したものとみなす。ただし労働技能標準試験実施者に会えなかった場合は命令掲示日から15日が経過した時、命令を確認したものとみなす。

許可書使用停止命令を受けた期間、または許可書取消命令を受けた期間に、労働技能標準試験実施者が労働技能標準試験に係る行為をなすことを禁じる。

第八章 不服申立

第五〇条（研修実施者）

第四八条に基づき研修実施者の取消を受けた研修実施者は、取消命令を受けた日から15日以内に委員会に不服を申し立てる権利を有し、委員会は不服申立を受理した日から30日以内に判定を下し、不服申立人にその結果を通知する。

委員会の判定は最終的なものとする。

不服への判定を待っている間、不服申立人は不服申立を却下する判定が下るまでは本法令に基づく権利と利益を有する研修実施者であるものとみなす。

研修実施者が第一段に基づく期間内に登録官の取消命令に対し不服を申し立てなかった場合、または委員会が不服申立却下の判定を下した場合、本法令の規定に基づく権利と利益は、登録官の取消命令を受けた日から、もしくは委員会が不服申立を却下する判定を下した日からなくなる。

第五一条（試験実施者）

第四九条に基づき許可書の使用停止命令、または許可書の取消命令を受けた労働技能標準試験実施者は、命令を受けた日から15日以内に委員会に不服を申し立てる権利を有し、委員会は不服申立を受理した日から30日以内に判定を下し、不服申立人にその結果を通知する。

委員会の判定は最終的なものとする。

第五二条（規則制定）

不服申立と不服審査判定は委員会が定めた規則に従う。

第九章 罰則規定

第五三条

第四五条または第四六条に基づく職務遂行であるところの登記官、係官の命令に基づき証言しなかった、もしくは命令に従わなかった者、妨害した者、登録官、係官に便宜を供しなかった者は、5000パーツ以下の罰金に処する。

経過規定

第五四条

仏暦二五三七年職業研修振興法に基づく研修実施者は本法令に基づく研修実施者とする。

第五五条

本法令の施行日に在任中の仏暦二五三七年職業研修振興法に基づく職業研修振興委員会は、本法令に基づく労働技能開発振興委員会が発足するまで、本法令に基づく労働技能開発振興委員会としての職務を遂行する。

第五六条

本法令の施行日に適用中の仏暦二五三七年職業研修振興法に基づき制定された省令、規則、布告は、本法令と矛盾、対立しない限りにおいて、本法令に基づき制定された省令、規則、布告があるまで適用することができる。

●技能標準に基づく賃金レートについての賃金委員会布告（第三版）

前文省略

第一項（旧布告2本の廃止）

仏暦二五五四年四月一九日付けの技能標準に基づく賃金レートについての賃金委員会布告と仏暦二五五四年四月二九日付けの技能標準に基づく賃金レートについての賃金委員会布告（第二版）を廃止する。

第二項（語義）

本布告において、「技能標準（マータターン・フィームー）」とは、労働技能開発振興法に基づく国家労働技能標準を意味する。

第三項（賃金レート）

各業種、各レベルの技能標準に基づく賃金レートは以下に従う。

（一）自動車塗装工・レベル1は1日につき400パーツ以上、レベル2は1日につき465パーツ以上、レベル3は1日につき530パーツ以上。

（二）自動車板金工・レベル1は1日につき420パーツ以上、レベル2は1日につき505パーツ以上、レベル3は1日につき590パーツ以上。

（三）自動車修理工・レベル1は1日につき360パーツ以上、レベル2は1日につき445パーツ以上、レベル3は1日につき530パーツ以上。

（四）タイ料理人・レベル1は1日につき400パーツ以上、レベル2は1日につき510パーツ以上。

（五）タイ・マッサージ師・レベル1は1日につき440パーツ以上、レベル2は1日につき580パーツ以上、レベル3は1日につき720パーツ以上。

（六）西洋式スパ・マッサージ師・レベル1は1日につき490パーツ以上、レベル2は1日につき650パーツ以上。

（七）マイクロコンピュータ修理工・レベル1は1日につき400パーツ以上、レベル2は1日につき500パーツ以上、レベル3は1日につき600パーツ以上。

（八）建物内電気工・レベル1は1日につき400パーツ以上、レベル2は1日につき500パーツ以上、レベル3は1日につき600パーツ以上。

(九) 工業電気工・レベル1は1日につき400パーツ以上、レベル2は1日につき500パーツ以上、レベル3は1日につき600パーツ以上。

(一〇) 家庭・小規模商業施設エアコン工・レベル1は1日につき400パーツ以上、レベル2は1日につき500パーツ以上、レベル3は1日につき600パーツ以上。

(一一) エレクトロニクス工(テレビ)・レベル1は1日につき400パーツ以上、レベル2は1日につき500パーツ以上。

(一二) コンピュータ製図工・レベル1は1日につき460パーツ以上、レベル2は1日につき530パーツ以上、レベル3は1日につき670パーツ以上。

(一三) MAG溶接工・レベル1は1日につき400パーツ以上、レベル2は1日につき500パーツ以上、レベル3は1日につき600パーツ以上。

(一四) TIG溶接工・レベル1は1日につき455パーツ以上、レベル2は1日につき615パーツ以上、レベル3は1日につき775パーツ以上。

(一五) 建設大工・レベル1は1日につき385パーツ以上、レベル2は1日につき495パーツ以上、レベル3は1日につき605パーツ以上。

(一六) レンガ積み工・レベル1は1日につき325パーツ以上、レベル2は1日につき465パーツ以上、レベル3は1日につき585パーツ以上。

(一七) 左官・レベル1は1日につき385パーツ以上、レベル2は1日につき495パーツ以上、レベル3は1日につき605パーツ以上。

(一八) 建設アルミ工・レベル1は1日につき365パーツ以上、レベル2は1日につき475パーツ以上、レベル3は1日につき585パーツ以上。

(一九) 縫製工・レベル1は1日につき320パーツ以上、レベル2は1日につき370パーツ以上、レベル3は1日につき500パーツ以上。

(二〇) 装飾品(宝石)工・レベル1は1日につき400パーツ以上、レベル2は1日につき550パーツ以上、レベル3は1日につき750パーツ以上。

(二一) 木工家具工・レベル1は1日につき335パーツ以上、レベル2は1日につき385パーツ以上、レベル3は1日につき435パーツ以上。

(二二) 金属叩き細工工・レベル1は1日につき320パーツ以上、レベル2は1日につき370パーツ以上、レベル3は1日につき420パーツ以上。

第四項(一日の定義)

第三項(一)から(二二)までの「日(ワン)」とは被雇用者の通常の勤務時間を意味する。

第五項(賃金支払い義務)

いずれかの職種及びレベルの労働技能標準に基づく熟練、知識、能力を使用しなければならない業務または業務形態に被雇用者を就労させる使用者は、その技能標準が業務の全部または一部を包含するかどうかを問わず、その職種及びレベルの労働技能標準に従った賃金レートを上回る賃金を被雇用者に支払う。

第六項(試験合格証明書の提出)

第五項の規定下に、いずれかの職種及びレベルの技能標準試験に合格した被雇用者は、本布告の施行日前であるか施行後であるかを問わず、権利行使を望むのであれば、その職種及びレベルの技能水準試験の合格者であることの証明書を速やかに使用者に提出する。

使用者が第一段に基づく証明書を受け取った時、使用者は証明書を受け取った日から被雇用者に対し、本布告のレートに従い賃金を支払う。

第七項（施行日）

本布告は仏暦二五五五年四月一日から施行する。

●技能標準に基づく賃金レートについての賃金委員会布告（第四版）

前文省略

第一項（施行日）

本布告は官報公示日から90日が経過した時に施行する。

第二項（語義）

本布告において、

「技能標準（マータターン・フォーム）」とは、労働技能開発振興法に基づく国家労働技能標準を意味する。

第三項（賃金レート）

各業種、各レベルの技能標準に基づく賃金レートは以下に従う。

（一）高密度ポリエチレン管溶接工・レベル1は1日につき460パーツ以上。

（二）管組付工・レベル1は1日につき400パーツ以上。

（三）射出成型金型工・レベル1は1日につき480パーツ以上。

（四）家具塗装工・レベル1は1日につき350パーツ以上、レベル2は1日につき450パーツ以上。

（五）石材研磨工・レベル1は1日につき400パーツ以上。

（六）石膏左官工・レベル1は1日につき400パーツ以上。

（七）コンクリートタイル屋根工・レベル1は1日につき400パーツ以上、レベル2は1日につき510パーツ以上、レベル3は1日につき620パーツ以上。

（八）自動車メンテナンス工・レベル1は1日につき320パーツ以上、レベル2は1日につき400パーツ以上。

（九）ディーゼルエンジン修理工・レベル1は1日につき360パーツ以上、レベル2は1日につき425パーツ以上、レベル3は1日につき530パーツ以上。

(一〇) 小型自動車エアコン工・レベル1は1日につき360パーツ以上、レベル2は1日につき445パーツ以上、レベル3は1日につき530パーツ以上。

(一一) 西洋式スパのアロマセラピスト・レベル1は1日につき540パーツ以上、レベル2は1日につき715パーツ以上。

(一二) 西洋式スパの水療法セラピスト・レベル1は1日につき565パーツ以上、レベル2は1日につき750パーツ以上。

(一三) 西洋式スパの食事療法セラピスト・レベル1は1日につき615パーツ以上、レベル2は1日につき815パーツ以上。

第四項（一日の定義）

第三項（一）から（一三）までの「日（ワン）」とは被雇用者の通常の勤務時間を意味する。

第五項（賃金支払い義務）

いずれかの職種及びレベルの労働技能標準に基づく熟練、知識、能力を使用しなければならない業務または業務形態に被雇用者を就労させる使用者は、その技能標準が業務の全部または一部を包含するかどうかを問わず、その職種及びレベルの労働技能標準に従った賃金レートを上回る賃金を被雇用者に支払う。

第六項（試験合格証明書の提出）

第五項の規定下に、いずれかの職種及びレベルの技能標準試験に合格した被雇用者は、本布告の施行日前であるか施行後であるかを問わず、権利行使を望むのであれば、その職種及びレベルの技能水準試験の合格者であることの証明書を速やかに使用者に提出する。

使用者が第一段に基づく証明書を受け取った時、使用者は証明書を受け取った日から被雇用者に対し、本布告のレートに従い賃金を支払う。

第七項（施行日）

本布告は仏暦二五五七年四月一日から施行する。

*注／現時点で賃金レートが定められている職種は、以上の2布告で定められた35職種だけとなっています。

●労働技能標準試験の受験者資格、試験方法、合格証明書発行についての労働技能開発振興委員会布告（仏暦二五四七年七月二日官報公示）

前文省略

第一項（受験者資格）

受験者は労働技能開発振興委員会が大臣の承認下に職種ごとの国家労働技能標準として定めたところに基づく資格を有していなければならない。

第二項（出願）

国家労働技能標準試験を受ける者は、以下のように登録官に対し、証拠書類とともに出願書を提出する。

（一）労働技能開発局の試験を受ける場合、バンコク都であれば研修者開発・研修技術開発事務所、またはバンコク都技能開発センターに提出する。その他の県であれば、地方労働技能開発インスティテュート、または県労働技能開発センターに提出する。

（二）国家労働技能標準試験実施者の試験を受ける場合、その労働技能標準試験センターに提出する。

第三項（試験方法）

国家労働技能標準試験の方法は職種ごとの国家労働技能標準に定められたところに従う。

第四項（合格証明）

受験者が国家労働技能標準試験に合格した時、登録官は国家労働技能標準試験合格者であることの証明書を発行する。

●労働技能標準の証明申請、労働技能標準の証明、委員会が証明した労働技能標準の労働技能標準試験への使用、及び労働技能標準試験の合格者への証明書発行の原則、方法、要件についての労働技能開発振興委員会布告（仏暦二五五〇年九月二四日官報公示）

前文省略

第一項（旧布告廃止）

仏暦二五四七年四月二〇日付けの労働技能標準の証明申請、労働技能標準の証明、委員会が証明した労働技能標準の労働技能標準試験への使用、及び労働技能標準試験の合格者への証明書発行の原則、方法、要件についての労働技能開発振興委員会布告を廃止する。

第二項（施行日）

本布告は官報公示日の翌日から施行する。

第三項（申請地）

労働技能標準の証明申請をする職業人、事業者、または事業者グループは、事業所もしくは事業者グループの設置場所である県で申請する。バンコク都であれば労働技能開発局または各区にある労働技能開発局の支所に提出する。

その他の県であれば、その県に設置された労働技能開発局の支所に提出する。

第四項（証明の目的）

証明を申請する労働技能標準は、職業人の労働技能標準に基づく労働技能開発に資するために証明する。

第五項（申請書式）

第三項に基づく申請書の提出は本布告末尾のローモートー・1書式に従って労働技能標準証明を申請する。

第六項（申請審査）

登録官は第五項に基づく証拠書類とともに申請書を受け取った時、本布告末尾のローモートー・2に基づく申請書の項目とともに、以下の詳細を審査する。

- (一) 職業種、及び事業者または事業者グループの名。
- (二) 目次。
- (三) 労働技能標準を共同作成した専門家の氏名。
- (四) 労働技能標準の定義。
- (五) 労働技能標準を定める職業種の定義。
- (六) 労働技能標準の範囲規定。
- (七) 労働技能標準試験者の資格。
- (八) 労働技能標準試験の受験権利を有する者の資格。
- (九) 労働技能標準試験の合格者証明書を受け取るにあたっての原則。
- (一〇) 労働技能標準試験の規定。
- (一一) 労働技能標準試験の形態。
- (一二) 知識面の労働技能標準試験の形式と質問内容。
- (一三) 能力面の労働技能標準試験の形式。
- (一四) (一三)に基づく労働技能標準試験の採点表と採点基準。
- (一五) 労働技能標準試験の得点結果の表。
- (一六) 登録官が定めたところに基づくその他の事項。

登録官は第一段に基づき検査を実施し、全て正しいと判断すれば、速やかに証拠書類とともに申請書を関係職業種の国家労働技能標準制定小委員会に送付する。

登録官がローモートー・2書式に基づく申請書の項目が全て揃っていないことを見つけた場合、申請人に対し、通知を受けた日から5日以内に全て是正するよう通知する。

第七項（小委員会の審査）

小委員会は申請された労働技能標準の詳細を速やかに審査する。

申請された労働技能標準が相当で全て正しいと小委員会が判断した時、登録官に報告する。

疑わしき点、または提言する点がある場合、申請人またはその代理人を呼び出し、説明させる、もしくは知らせ、通知書を受け取った日から三〇日以内に当該労働技能標準の詳細を共に是正させる。

第八項（本委員会の審査）

登録官は第七項に基づく小委員会の報告を証拠書類とともに労働技能開発振興委員会に提出し、審査してもらう。

労働技能開発振興委員会の審査には、必要に応じて小委員会の委員長と書記、及び申請人またはその代理人が参加して、申請した労働技能標準の詳細を説明する。

第九項（申請の取下）

以下の場合、申請人が職業人の労働技能標準の証明申請を進めるつもりがないとみなす。

（一）第六項第三段に基づき全て正しく是正しない。

（二）第七項第三段に基づき労働技能標準の詳細を共に是正しない。

申請人が労働技能標準の詳細と証拠書類の返還を望むのであれば、（一）に基づく通知を受ける期間の終了日、または（二）に基づく審査終了日から30日以内に申請する。

第一〇項（証明書 of 交付）

労働技能開発振興委員会が労働技能標準を保証した時、登録官は本末尾のローモーター・3書式に従い申請人に証明書を交付する。

第一一項（合格証明書）

労働技能標準の証明書交付を受けた時、申請人は労働技能標準試験を実施し、本布告末尾のローモーター・4書式に従い試験合格者に合格証明書を交付する権利を有する。

第一段に基づく試験実施者は労働技能標準試験の結果を本布告末尾のローモーター・5書式に従い登録官に報告しなければならない。

第一二項（見直し）

第一一項に基づき証明された労働技能標準は毎年見直しを受けなければならない。このとき申請人は当該見直しにおける義務を有する。

第一段に基づく見直しは毎年の三月までに終える。

第二段に基づく見直し結果は、申請人が本布告末尾ローモーター・6書式に従い毎年の四月までに登録官に報告する。

第三段に基づく報告を受けた時、登録官は第四項から第八項に基づく手続をとる。

●労働技能標準試験実施者の許可申請、許可書交付、許可書使用停止、許可書取消の原則、方法、要件、並びに労働技能標準試験実施者の資格についての労働技能開発振興委員会布告（仏暦二五五〇年九月二四日官報公示）

前文省略

第一項（旧布告廃止）

以下を廃止する。

(一) 仏暦二五四七年六月一五日付けの労働技能標準試験実施者の許可申請、許可書交付、許可書使用停止、許可書取消の原則、方法、要件についての労働技能開発振興委員会布告。

(二) 仏暦二五四七年六月一五日付けの労働技能標準試験実施者の資格についての労働技能開発振興委員会布告

第二項（施行日）

本布告は官報公示日の翌日から施行する。

第三項（申請地）

国家労働技能標準試験実施者になることを望む者は、本布告末尾のモートー・1、モートー・2、モートー・3書式に従い、登録官に証拠書類とともに許可申請する。

第一段に基づく申請は試験地のある県で申請する。バンコク都であれば労働技能開発局またはバンコク都労働技能開発センターに、その他の県であればその県域に設置された地方労働技能開発インスティテュートまたは労働技能開発センターに申請書を提出する。

第四項（申請審査）

登録官が第三項に基づく証拠書類とともに申請書を受け取った時、準備態勢、場所の適性、器具、機械、設備、安全性、及び労働技能開発振興委員会が各職業種ごとの国家労働技能標準で定めたところに基づく試験業務に就く者の資格を審査する。

第五項（許可書）

登録官が審査後、申請人が第三項に基づく準備態勢にあり、かつ適正であると判断すれば、申請を受け取った日から30日以内に本布告末尾のモートー・4書式に従い申請人に許可書を交付する。相当の事由があれば登録官は期間を延長できるが、合わせて90日以内とする。

登録官が申請人に許可しない場合、その事由とともに不許可の通知書を申請人に送る。

国家労働技能標準試験実施許可書は2年の期限を有する。

第六項（許可書延長）

許可書の延長を望む労働技能標準試験実施者は、許可書の期限が切れる前の30日以内に、第三項に基づく場所において登録官に申請し、申請書を提出した時、労働技能標準試験実施者は登録官がその許可書の延長を許可しないことを命じるまで、継続して試験を実施することができる。

第七項（許可書掲示、代用書）

労働技能標準試験実施者は国家労働技能標準試験実施許可書を労働技能標準試験センターの公開された、視認しやすい場所に掲示しなければならない。

許可書が紛失、損壊または破損した、重要部分が欠落した場合、国家労働技能標準試験実施者は許可書の代用書を申請できる。申請は、紛失した場合を除き損壊した許可書とともに第三項に基づく場所において申請する。

第八項（試験実施）

労働技能標準試験実施者は少なくとも年1回、労働技能標準試験を実施しなければならない。許可を受けた労働技能標準試験センターで試験を実施しなければならない。

第九項（是正指導）

労働技能標準試験実施者で法律に従わない者、または正しく従わない者に対して登録官は、登録官が命令した日から30日以内に正しい行動、または是正を命じる権限を有する。

第一〇項（使用停止）

労働技能標準試験実施者が第九項に基づく期間内に登録官の命令に従わない、または是正しないのであれば、登録官は労働技能標準試験実施者としての許可書の使用停止を命じる権限を有する。このとき使用停止は1回につき120日以内とする。

第一一項（取消）

登録官は以下の場合に、労働技能標準試験実施者としての許可書の取消を命じる権限を有する。

（一）過去1年以内に許可書停止命令を受けた、または2回にわたって許可書使用停止命令を受けた労働技能標準試験実施者で、また許可書停止命令を受けなければならない事由がある場合。

（二）労働技能標準試験実施者がこれ以上法律に従うことができないと登録官が判断した場合。

（三）労働技能標準試験実施者の法律に従わない、または正しく従っていない行為が民衆を欺く行為であると登録官が判断した場合。

第一二項（命令通知と業務禁止）

労働技能標準試験実施者の許可書の使用停止命令、または許可書の取消命令について、登録官は労働技能標準試験実施者に文面で通知する。

許可書の使用停止期間中、または許可書を取り消された時、労働技能標準試験実施者が国家労働技能標準試験に係る実施に加え、労働技能標準試験の受験者を募集することを禁止する。

第一三項（資格）

労働技能標準試験担当者は以下の資格を有していなければならない。

（一）労働技能標準試験担当者となる職業種に責任を有する、労働技能開発局の公務員、常勤被雇用者、または職員、労働技能研修教員である。

(二) 職業ライセンス証を有する、もしくは準学士（短大・専門学校卒）レベル以上の知識を有する官民の有資格者、または労働技能標準試験担当者となる職業種でレベル1以上の資格証明書もしくは国家労働技能標準証明書を取得した者である。

(三) 労働技能標準試験担当者となる職業種で国家労働技能標準を定める小委員会の委員である。

(一) または (二) に基づく資格を有する者は、労働技能開発局が作成した、試験担当者となる職業種の国家労働技能標準試験に係るカリキュラムに基づく研修を修了しなければならない。

第一四項（試験担当者数）

毎回の国家労働技能標準試験は3人以上の試験担当者がいなければならず、第一三項（一）または（二）に基づく試験担当者が最低1人いなければならない。

第一五項（試験担当者の権限）

労働技能標準試験担当者は以下の権限義務を有する。

- (一) 国家労働技能標準試験の試験実施者及び受験者への助言。
- (二) 国家労働技能標準試験の試験準備、監督、試験結果の検査。
- (三) 労働技能標準開発振興委員会が定めたその他の実施。

●労働技能向上研修及び職種変更研修のカリキュラム、詳細、費用項目の承認における原則、方法、要件についての労働技能開発振興委員会布告（仏暦二五五一年一月二一日官報公示）

前文省略

第一項（旧布告廃止）

仏暦二五四七年一月二一日付けの労働技能向上研修及び職種変更研修のカリキュラム、詳細、費用項目の承認における原則、方法、要件についての労働技能開発振興委員会布告を廃止する。

第二項（申請）

労働技能向上研修または職種変更研修を実施する使用者である事業者は、登録官が定めた申請書式に従い、特典申請のために研修に係るカリキュラム、詳細、及び費用項目を登録官に提出し、承認審査してもらう。

第一段に基づく手続は、バンコク都であれば労働技能開発局かバンコク都労働技能開発センターに、その他の県であれば使用者である事業者が労働技能研修を実施する本店もしくは支店のある県の地方労働技能開発インスティテュートもしくは県労働技能開発センターに提出する。

第三項（審査）

登録官が第二項に基づき証拠書類とともに申請書を受け取った時、以下のよう
に労働技能向上研修または職種変更研修に係るカリキュラム、詳細を審査す
る。

a、研修カリキュラム

(一) 被雇用者の通常業務の職種に基づくか、通常業務の形態以外の追加の
その他職種に基づくかを問わず、その被雇用者の就労における知識、能力、熟
練度、態度を向上させる労働技能開発のためのカリキュラムでなければならない。

(二) カリキュラムの科目内容は、その事業所の事業と合致し、資するもの
であり、かつ開発される被雇用者が他の職種で就労することに資するものでな
ければならない。

(三) 研修期間はカリキュラムに合致していなければならず、労働技能向上
研修の場合は6時間以上、職種変更研修の場合は18時間以上でなければならない。

(四) 研修受講者の数は以下のようにグループ分けする。

講義による研修の場合、1グループにつき100人以下。

グループ活動による研修の場合、1グループ、ヴィタヤコーン（講師）1人
につき50人以下。

実習のある技能熟練研修の場合、1グループ、ヴィタヤコーン（講師）1人
につき25人以下。

b、各カリキュラムの研修における費用見積もり

c、研修の要件

(一) 受講者は全カリキュラムの研修期間の80%以上の研修を受けなけれ
ばならない。

(二) 受講者を労働技能研修に派遣する場合、国内での研修でなければなら
ない。労働技能開発基金の助成金査定で研修受講者の人数を計算するために登
録官はカリキュラムのみ承認する。研修費用は仏暦二五四八年十一月二三日付
けの会社または法人パートナーシップの被雇用者の教育もしくは研修受け入れ
教育施設、労働技能研修所を定める財務省布告に従い国税局に提出する。

d、被雇用者研修費用項目は、事業者自ら研修を催す場合、以下の項目に従
い費用を審査する。

(一) ヴィタヤコーン（講師）への報酬。

(二) 研修で使用するカリキュラムの著作権。

(三) 研修の間の通訳雇用費。

(四) 研修で使用する書類の翻訳代。

(五) 研修で使用する書類またはテキスト代。

(六) 研修で使用する書類のコピー代。

(七) 研修に係る写真の撮影、現像、縮小・拡大代、映像・音響記録代。

(八) 透明板、音響テープ、ビデオテープ、CD、VCD、DVD、CD・
ROM、映像板、スライド、試験キット、実験キット、人形など投資形態には
入らない、研修で使用するメディアの作成またはリース代。リースの場合はリ
ース期間がはっきりし、研修カリキュラムと合致したものでなければならない。

(九) 労働技能研修で使用する材料代、器具代は、そのカリキュラムの科目内容に合致した使用形態がなければならない。ここに当該材料、器具は承認申請人の通常の事業での使用と混同してはならず、その材料、器具の数量、価格リストを明瞭に示さなければならない。

(一〇) 研修で使用する器具類、機械及び機器の賃借料は、レンタル期間がはっきりし、研修カリキュラムに合致していなければならない。

(一一) 研修地の賃借料。

(一二) 受講者、研修の取りまとめ役、ヴィタヤコーン（講師）の研修中の宿泊所の賃借料、食事代、アルコール飲料を除く飲料代、おやつ代。

(一三) 研修に参加するための県境を越える国内移動における、2トリップ以下の乗物雇用代。ただし飛行機代を除く。

(一四) 研修中の受講者、研修コーディネーター、ヴィタヤコーン（講師）送迎の乗物雇用代。

(一五) カリキュラムで決まったグループ見学における国内移動の乗物雇用代。ただし飛行機代を除く。

(一六) ヴィタヤコーン（講師）の国内移動交通費。

第四項（研修所）

研修実施者が研修開催で雇用する、または研修受講者を派遣して労働技能研修を受けさせる労働技能研修所は、私立学校法に基づく教育機関、高等教育法に基づく官民の高等教育機関、または公的な労働技能研修所、もしくはタイの法律に基づき設立された財団、協会、法人である労働技能研修機関でなければならない。

第五項（証明書交付）

登録官が審査し、その研修が定められた原則、方法、要件に従い正しく実施されたと判断した時、申請人に証明書を交付する。ここに使用者である事業者が各カリキュラムごとの研修における詳細、費用の証拠を送付した時、証明書の交付は効力を有する。

第六項（事後承認）

使用者である事業者がまず研修を実施することもできる。このとき、研修が終了した後、承認を求めて登録官にカリキュラム承認申請、関係する詳細、研修費用項目を提出しなければならない。

第七項（費用報告）

使用者である事業者は費用に係る報告を作成し、研修カリキュラム、及び各カリキュラムごとに実際の研修費用の証拠を添付して、承認を求め登録官に提出する。このとき研修終了日から60日以内、ただし翌年の一月一五日までに提出する。

●就業準備研修に係る詳細の承認における原則、方法、要件についての労働技能開発振興委員会布告（仏暦二五五七年三月二一日官報公示）

前文省略

第一項（旧布告廃止）

仏暦二五四六年七月二日付けの就業準備研修に係る詳細の承認における原則、方法、要件についての労働技能開発振興委員会布告を廃止し、代わりに本布告を施行する。

第二項（施行日）

本布告は仏暦二五五七年一月一日より施行する。

第三項（承認申請）

大臣が布告規定した職種に従い就業準備研修を実施する者で、研修に係る詳細の承認を求めたい者は、登録官に承認申請書を提出する。

第一段に基づく申請書提出は、研修を実施する者の事業所がある県で提出する。バンコク都であれば労働技能開発局、または労働技能開発局の部署に、その他の県であればその県にある労働技能開発局の部署に提出する。

第四項（添付書類）

第三項に基づく申請書提出は、研修実施日の30日以上前に、以下の証拠書類と共に、本布告末尾の書式に従い提出する。

- （一）申請人の事業の登録を示す書類、または申請人が法人である場合はその法人の委任状の写し。
- （二）カリキュラム。
- （三）研修所、または労働技能研修センター。
- （四）研修教員の氏名と資格。
- （五）研修期間。
- （六）すでにある研修に必要な機器設備と事後に追加しなければならない機器設備のリスト。
- （七）研修結果を測る方法と標準。
- （八）研修実施者の事業にとっての利益を示す詳細。
- （九）研修実施費用項目に係る詳細。

第五項（申請審査）

登録官が第四項に基づく証拠書類と共に申請書を受け取った時、以下の研修に係る詳細を審査する。

- （一）研修で使用するカリキュラムは、労働技能標準に基づき就業できるようにするため、事業所において就業前の労働技能開発の目的で作成されたカリキュラムでなければならず、カリキュラムの内容は研修実施者の事業と合致し、利益となる内容でなければならない。

研修実施者が教育機関の生徒、学生、または官公庁から研修生を受け入れる場合、教育機関のカリキュラム、官公庁のカリキュラム、もしくは研修実施者のカリキュラムを使用する、または教育機関と研修実施者が共同で作成したカリキュラム、官公庁と研修実施者が共同で作成したカリキュラムを使用することができる。

(二) 研修所または労働技能研修センターは労働技能研修に十分、相当、安全な面積を有していなければならない。または研修実施者である事業所の従業員の通常業務地と同じ場所でなければならない。

(三) 研修教員は委員会が布告規定した資格を有していなければならない。研修教員1人につき研修者は15人以下の人数でなければならない。

(四) 研修期間は30時間以上でなければならない。

(五) 既存の研修機器設備、及び追加機器設備は研修者の数に従い必要、十分、適正で、良好な状態にあり、各カリキュラムにおける研修にとって安全でなければならない。

(六) 研修結果測定の方法と標準は、理論と実践の双方、またはその他の方法で試験があるようにしなければならない。平均で60%以上の合格基準を定めなければならない。

(七) 研修実施者の事業にとって利益であることを示す詳細は、就業準備研修の費用項目を定める労働技能開発振興委員会の布告に従わなければならない。

(八) 研修実施費用に係る詳細。

第六項（承認）

登録官が第五項に基づく研修に係る詳細について審査の上で適正と判断すれば、研修に係る詳細の承認と申請人への証明書の交付を検討する。

登録官が承認しない場合は、その事由と共に文面で申請人に通知し、異議申立の権利と期間を知らせる。

第一段または第二段に基づく手続は、申請書を受け取った日から30日以内に終える。

第七項（使用期間）

第六項に基づき承認された研修に係る詳細は、申請した年にわたって就業準備研修に使用することができる。

第八項（経過規定）

本布告の施行日前に申請された研修に係る詳細は、仏暦二五四六年七月二日付けの就業準備研修に係る詳細の承認における原則、方法、要件についての労働技能開発振興委員会布告を適用するが、本布告の施行日から30日以内とする。

本布告の施行日前に承認を受けた、または第一段に基づき承認を受けた研修に係る詳細は、そのまま使用できる。

●金属射出金型製作工の国家労働技能標準についての労働技能開発振興委員会 布告（仏暦二五五一年一月二三日官報公示）

前文省略

注／同様の布告は他の業種にも出されていますが、本布告を一例として訳出
します。

第一項（職種の定義）

本布告において、金属射出金型製作工とは、金型部品製作及びそれら部品の
組立から、金型のメンテナンス、修繕、改善までを含む金属射出金型の製作に
係る作業者を意味する。

第二項（レベル）

金属射出金型製作工の国家労働技能標準は以下の3レベルに分ける。

二・一、レベル1は、一般工場機械工の仕事、職長の助言と検査の下での問
題解決決定の基礎的な知識とスキルを有する職工を意味する。レベル1金型工
の基礎的な知識とスキルには以下を含む。

二・一・一、初歩的な器具（Work Bench）の使用における選択、利用、メン
テナンス、安全作業方法における知識とスキル。

二・一・二、初歩的な計器の使用における選択、利用、メンテナンス、安全
作業方法における知識とスキル。

二・一・三、初歩的な図面の読み書きにおける知識とスキル。

二・一・四、工材の物質的性質に係る初歩的な知識。

二・二、レベル2とは、工具、機械の使用で、かつ品質の備わった金属射出
金型の製作で、知識と能力を有する職工を意味する。レベル2の金属射出金型
製作工の知識とスキルには以下を含む。

二・二・一、いずれかの種類のマニュアル式工作機（Machine Tool）の使用
における選択、利用、メンテナンス、安全作業方法における知識とスキル。

二・二・二、精密計器の使用における選択、利用、メンテナンス、安全作業
方法における知識とスキル。

二・二・三、絵入り図面の読み書きと図面書き記号使用における知識とスキ
ル。

二・二・四、金型製作使用材に係る初歩的な知識。

二・二・五、図面に従って金型を組み立て、初歩的な金型のメンテナンス、
クリーニングができる。

二・三、レベル3とは、仕事上決断できる、問題解決を決定する、他者に助
言する、支援できる、新技術に知識、経験を応用できる高度の知識、スキルを
有する職工を意味する。レベル3の金属射出金型製作工の知識とスキルには以
下を含む。

二・三・一、いずれかの種類の半自動または自動式（Semi-Automatic/Automatic）工作機（Machine Tool）の使用における選択、利用、メンテナンス、安全作業方法における知識とスキル。

二・三・二、自動式精密計器の使用、初歩的な計器の校正における選択、利用、メンテナンス、安全作業方法における知識とスキル。

二・三・三、フィッティングと記号を有する図面の読み書きにおける知識とスキル。

二・三・四、金型部品の表面品質の改変工程を知っている。

二・三・五、金型の組立と型合わせ作業ができる。

二・三・六、金型の分析、修繕とメンテナンス工程表作成の作業ができる。

第三項（レベルごとの規定）

金属射出金型工の職種に従事する者の知識、能力、態度を測る基準として使用する学術的規定は以下ようになる。

国家労働技能標準レベル1とはすなわち、

三・一、以下の件についての知識、理解の範囲からなる知識。

三・一・一、作業における安全性。

（一）作業に関係する個人安全保護器具の使用と保守の方法。

（二）防火器具の使用と保管の方法。

（三）作業所の安全ルール。

（四）作業における工具、機具の使用と保守に係る安全ルール。

三・一・二、図面の読み書きと計数の能力。

（一）投影図が読める。

（二）図面書きで使用する線の標準と種類を知っている。

（三）ねじの標準と記号を知っている。

（四）単位換算の計算の基礎を知っている。

（五）面積、体積、重量の計算の基礎を知っている。

（六）作業表から値を読むことができる。

（七）初歩的な幾何学に係る知識を有する。

三・一・三、金型部品製造で使用する工具と計測器の選択使用、正しい作業方法、保管保守。

（一）初歩的な工具（Work Bench）の選択使用が作業形態に適している。

（二）金型部品製造における初歩的な工具の使用で作業段階が正しい。

（三）初歩的な計測器の選択使用が作業形態に適している。

（四）ノギス、定規、分度器など基礎的な継続器の使用とメンテナンスの方法が正しい。

（五）穿孔機、鋸の使用とメンテナンス。

（六）ドリル、鋸歯の砥ぎができる。

三・一・四、初歩的な資材に係る知識の基礎。

（一）鉄、アルミのような基礎資材の種類と物理的な性質を知っている。

（二）金型製作で使用する鉄の種類、物理的な性質、記号を知っている。

三・二、以下の作業における能力の範囲からなる能力。

三・二・一、作業安全性。

- (一) 個人安全保護器具の使用と保守。
- (二) 防火器具の使用と保管。
- (三) 安全な作業。
- (四) 作業における器具、工具、機械、計測器の使用と保守。

三・二・二、図面の読み書きと計数の能力。

- (一) 投影図と部分図の図面起こし。
- (二) 図面における異なる線の使用形態を定める。
- (三) ねじ記号の書き入れと規定。

三・二・三、金型部品製造で使用する初歩的な工具と計測器の選択使用、正しい作業方法、保管保守。

- (一) ヤスリ、鋸、タガネ、ハンマーのような初歩的な工具の試用、選択使用、保守。
- (二) 初歩的な工具による金型部品の作成。
- (三) 初歩的な計測器の選択使用、保守の試行。
- (四) 定規、ノギス、分度器など基礎的な計測器の使用の試行。
- (五) 穿孔機の使用、ドリル歯の大きさの選択、回転スピードの選択の試行。
- (六) ドリル、鋸歯の砥ぎの試行。

三・二・四、初歩的な資材に係る知識の基礎。

- (一) 種類ごとに資材の違いを分けることができる。
- (二) 定められた記号に基づき金型の部品製作で使用する鉄を正しく選択できる。

三・三、態度は時間に正確な作業、規律、誠実、節約などからなる。

国家労働技能標準レベル2とはすなわち、

三・四、以下の件についての知識、理解の範囲からなる知識。

三・四・一、作業における安全性。

- (一) 作業に関係する個人安全保護器具の使用と保守の方法。
- (二) 防火器具の使用と保管の方法。
- (三) 作業所の安全ルール。
- (四) 作業における工具、機械の使用と保守に係る安全ルール。

三・四・二、図面の読み書きと計数、及び技術英語の能力。

- (一) 投影図、構成図、寸法公差値が読める。
- (二) はめあいの公差の意味、及び表面性状のような国際標準に基づく機械図面の記号の意味。

- (三) 二枚組式の射出金型の図面を読む。
- (四) 乗数、平方根の計算ができる。
- (五) 回転スピード、切断スピードの計算における計数の基礎知識。
- (六) 図面で使用される短い英語の語句を読み、理解できる。

三・四・三、金型部品製作、金型組立で使用する工作機、計測器、機器の選択使用と保守。

- (一) 金型部品製作における旋盤、フライス盤、切削機、研磨機などの工作機 (Machine Tool) の選択使用と保守。

(二) 製作する金型部品の寸法を計測するのにふさわしいダイヤルゲージ、ハイゲージ、マイクロメーター、サーフェス・ラフネスなどの精密計測器の選択使用。

三・四・四、金型部品製作と金型組立で使用する工作機、計測器、機器の使用における正しい作業方法に係る基礎知識。

(一) 金型部品製作における旋盤、フライス盤、切削機、研磨機などの工作機（Machine Tool）の使用における正しい作業プロセス。

(二) 金型部品の寸法を計測するにあたってダイヤルゲージ、ハイゲージ、マイクロメーター、サーフェス・ラフネスなどの精密計測器の使用における正しい作業プロセス。

三・四・五、金型製作資材と金属射出で使用する資材に係る基礎知識。

(一) 金型製作資材の名称、標準、記号を知っている。

三・四・六、金型組立と型合わせ。

(一) 金型の部品の名称を知っている。

(二) 金型組立で使用する標準部品の名称を知っている。

(三) 図面に従って金型を組み立てることができる。

(四) 金型組立をサポートする工具の選択と使用を知っている。

三・四・七、金型の改善、メンテナンス、修繕。

(一) 金型のクリーニング方法を知っている。

(二) 金型のクリーニングで使用する器具または機器の選択と使用を知っている。

(三) 金型のクリーニングで使用する化学剤を選択使用、保管、処分できる。

(四) 指図書に従って金型のクリーニングができる。

三・五、以下の作業における能力の範囲からなる能力。

三・五・一、作業安全性。

(一) 個人安全保護器具の使用と保守。

(二) 防火器具の使用と保管。

(三) 安全な作業。

(四) 作業における器具、工具、機械、計測器の使用と保守。

三・五・二、図面の読み書きと計数、技術英語の能力。

(一) 投影図と構成図、部分図の図面起こし。

(二) フィッティングの寸法公差の規定と国際標準に基づく工作機図面の記号。

(三) 二枚組式の射出金型の投影図、構成図、部分図の図面起こし。

(四) 回転スピード、切断スピードを計算する。

(五) 英語の語句のある図面を読み、説明を試みる。

三・五・三、金型部品製作、金型組立で使用する工作機、計測器、機器の選択使用と保守。

(一) 金型部品製作における工作機の選択使用と保守の試行。

(二) 金型部品の計測における精密計測器の選択使用の試行。

三・五・四、金型部品製作と金型組立で使用する工作機、計測器、機器の使用における正しい作業方法に係る基礎知識。

(一) 金型部品製作における工作機の使用における正しい作業プロセスの試行。

(二) 金型部品の計測にあたって精密計測器の使用における正しい作業プロセスの試行。

三・五・五、金型製作資材と金属射出で使用する資材に係る基礎知識。

(一) 標準に従って金型製作で使用する資材の選択の試行。

三・五・六、金型組立と型合わせ。

(一) 図面に従って金型組立を試行する。

(二) 金型組立で使用する工具と機器の選択と使用の試行。

三・五・七、金型の改善、メンテナンス、修繕。

(一) 様々な方法で金型のクリーニングを試行する。

(二) 金型のクリーニングに必要な工具、機器と化学剤の選択、使用の試行。

三・六、態度は知識開発への態度、作業上分析、決定能力、問題解決、部下への助言からなる。

国家労働技能標準レベル3とはすなわち、

三・七、以下の件についての知識、理解の範囲からなる知識。

三・七・一、作業における安全性。

(一) 作業に関係する個人安全保護器具の使用と保守の方法。

(二) 防火器具の使用と保管の方法。

(三) 作業所の安全ルール。

(四) 作業における工具、機械の使用と保全に係る安全ルール。

(五) 安全法。

三・七・二、図面の読み書きと計数、及び技術英語の能力。

(一) GD&Tを読み、理解することができる。

(二) 初歩的な代数学に係る知識。

(三) 初歩的な三角法に係る知識。

(四) グラフの読み書き能力。

三・七・三、金型部品製作、金型組立で使用する工作機、計測器、機器の選択使用と保守。

(一) 金型部品製作にふさわしいCNC、ワイヤカット、EDMなどの自動式または半自動式工作機（Machine Tool）の選択使用と保守。

(二) 計測でCMM機を使用できる。

(三) ノギス、定規、分度器など基礎計測器の校正方法を知っている。

三・七・四、金型部品製作と金型組立で使用する工作機、計測器、機器の使用における正しい作業方法に係る基礎知識。

(一) 金型部品製作でのCNC、ワイヤカット、EDMなどの自動式または半自動式工作機の使用における正しい作業プロセスを知っている。

(二) 初歩的なCNC制御プログラムを書き込むことができる。

(三) 機械使用における速度、フィード、深度の計算ができる。

(四) カッターの砥ぎ器を使用できる。

三・七・五、金型製作資材と金属射出で使用する資材に係る基礎知識。

(一) 様々な形式の金属焼き入れプロセスと各形式の焼き入れ工程の目的を知っている。

(二) 冷室 (Cold Chamber) 式の射出プロセスで使用するアルミニウム及びアルミニウム合金の種類と特性 (Specification) を知っている。

(三) 熱加圧室 (Hot Chamber) 式の射出プロセスで使用する亜鉛及び亜鉛合金の種類を知っている。

(四) 金型に使用される表面加工処理プロセスを知っている。

三・七・六、金型組立と型合わせ。

(一) 金型を組み立てることができる。

(二) 金型の型合わせができる。

(三) 金型組立と型合わせで正しく工具、機器を選択、使用できる。

三・七・七、金型の改善、メンテナンス、修繕。

(一) 金型を製品製造に使えるよう改善する (生産前金型改善)。

(二) 金型メンテナンス表を作成することができる。

(三) 金型のつなぎ合わせで知識を有する。

三・七・八、金属射出工程、金属射出で使用する機械、及び射出機への金型取付。

(一) 鋳造工程における基礎知識。

(二) 高圧金属射出工程に係る基礎知識。

(三) 冷室 (Cold Chamber) 式射出機に係る基礎知識 (機械の部品名と大きさを正しく呼べる)。

(四) 熱加圧室 (Hot Chamber) 式射出機に係る基礎知識 (機械の部品名と大きさを正しく呼べる)。

(五) 冷室 (Cold Chamber) 式射出機への金型取付の手順と工程。

(六) 熱加圧室 (Hot Chamber) 式射出機への金型取付の手順と工程。

三・八、以下の作業における能力の範囲からなる能力。

三・八・一、作業安全性。

(一) 個人安全保護器具の使用と保守。

(二) 防火器具の使用と保管。

(三) 安全な作業。

(四) 作業における器具、工具、機械、計測器の使用と保守。

三・八・二、図面の読み書きと計数、技術英語の能力。

(一) GD&Tを読み、理解することができる。

三・八・三、金型部品製作、金型組立で使用する工作機、計測器、機器の選択使用と保守。

(一) 金型部品製作における自動式工作機または半自動式工作機を選択使用と保守の試行。

(二) 金型部品の計測におけるCMM機の使用の試行。

(三) ノギス、定規、分度器など基礎計測器の校正の試行。

三・八・四、金型部品製作と金型組立で使用する工作機、計測器、機器の使用における正しい作業方法に係る基礎知識。

(一) 金型部品製作における工作機の使用における正しい作業プロセスの試行。

(二) カッターのオフセット値の計算、修正の試行。

(三) 機械使用における速度、フィード、深度の計算の試行。

(四) カッターの砥ぎ器使用の試行。

三・八・五、金型製作資材と金属射出で使用する資材に係る基礎知識。

(一) 各形式の金属焼き入れ規定を理解し、初期的な焼き入れ結果を検査ができる。

(二) 標準に従ってアルミニウム及びアルミニウム合金の種類を分けることができ、各種のアルミニウム及びアルミニウム合金に使用する炉の温度を知ることができる。

(三) 標準に従って亜鉛及び亜鉛合金の種類を分けることができ、各種の亜鉛及び亜鉛合金に使用する炉の温度を知ることができる。

(四) 表面処理の規定を知り、表面処理の結果を検査することができる。

三・八・六、金型組立と型合わせ。

(一) 金型組立及び型合わせの試行。

三・八・七、金型の改善、メンテナンス、修繕。

(一) 金型のつなぎ合わせの試行。

三・八・八、金属射出工程、金属射出で使用する機械、及び射出機への金型取付。

(一) 冷室 (Cold Chamber) 式射出機への金型取付の試行。

(二) 熱加圧室 (Hot Chamber) 射出機への金型取付の試行。

三・九、態度は作業の効率性と生産性を考慮した分析、計画、問題解決への考え方からなる。

(おわり)